

2020年2月14日

## 吸収分割に係る事前開示事項

愛知県豊田市トヨタ町1番地  
トヨタ自動車株式会社  
取締役社長 豊田 章男

トヨタ自動車株式会社（以下「甲」といいます。）は、2020年2月3日付でプライムプラネットエネルギー&ソリューションズ株式会社（以下「乙」といいます。）と吸収分割契約を締結し、2020年4月1日を効力発生日として、甲の車載用電池の設計開発及び要素開発に係る事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定に基づき開示する本吸収分割に係る事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第782条第1項）

本吸収分割に係る吸収分割契約は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号）

乙は、本吸収分割に際し普通株式231,984株を発行し、その全てを吸収分割会社である甲に対して割当交付します。本吸収分割により乙の資本金及び準備金の額は変動しません。本吸収分割に際して、乙が発行する株式数については、甲と乙の協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

最終事業年度にかかる計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

乙の第1期事業年度は、会社設立の日である2019年12月20日より2020年3月31日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度を終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。乙の設立の日の貸借対照表は、別紙2のとおりです。

4. 吸収分割会社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第183条第5号イ）該当ありません。
5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）
  - (1) 甲の債務の履行の見込みについて
    - ① 甲の2019年3月31日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ金17,716,993百万円及び金5,266,718百万円です。本吸収分割において甲から乙への承継の対象となる資産及び負債の帳簿価額はそれぞれ金54,309百万円及び金0円となる見込みです。よって、本吸収分割後において甲の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれます。
    - ② 本吸収分割後における甲の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、甲の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。
    - ③ 以上のとおりですので、本吸収分割によっても、甲の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。
  - (2) 乙が承継する債務の履行の見込みについて  
本吸収分割において甲から乙への承継の対象となる資産及び負債の帳簿価額はそれぞれ金54,309百万円及び金0円となる見込みです。よって、乙は甲から債務を承継しないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 吸収分割契約

別紙2 乙の設立の日時点の貸借対照表

# 別紙 1

# 吸収分割契約書

(甲) トヨタ自動車株式会社

(乙) プライムプラネットエネルギー&ソリューションズ株式会社



## 吸収分割契約書

トヨタ自動車株式会社(以下「甲」という。)及びプライムプラネットエナジー&ソリューションズ株式会社(以下「乙」という。)は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)に関し、2020年2月3日(以下「本契約締結日」という。)、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条 (吸収分割)

甲は、本契約に定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲が本効力発生日(第6条に定義する。)において営む甲の車載用電池の設計開発及び要素開発に係る事業(以下「本件事業」という。)に関して有する第3条記載の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第2条 (当事者の商号及び住所)

甲(吸収分割会社)及び乙(吸収分割承継会社)の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

#### (甲) 吸収分割会社

商号：トヨタ自動車株式会社

住所：愛知県豊田市トヨタ町1番地

#### (乙) 吸収分割承継会社

商号：プライムプラネットエナジー&ソリューションズ株式会社

住所：大阪府門真市大字門真1006番地

### 第3条 (承継する権利義務)

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、負債、契約その他の権利義務(以下「承継対象権利義務」という。)は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、本効力発生日以降、乙が本吸収分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。また、承継対象権利義務のうち、会社法第759条第2項の規定により甲及び乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務については、甲乙間においては乙の最終的な負担とする。

#### 第4条 (本吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式 231,984 株を発行し、その全てを甲に対して割当交付する。

#### 第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本吸収分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 資本金の額      | 0 円  |
| (2) 資本準備金の額    | 0 円  |
| (3) その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第 37 条第 1 項に定める株主資本等変動額から前各号に定める金額を控除した額 |
| (4) 利益準備金の額    | 0 円  |

#### 第6条 (効力発生日)

本吸収分割は、2020年4月1日(以下「本効力発生日」という)の午前10時に効力を生ずるものとする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議・合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### 第7条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会において本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求める。

#### 第8条 (競業避止義務)

甲は、本効力発生日後においても、本件事業について競業避止義務を負わないものとする。

#### 第9条 (本契約の内容変更及び解除)

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により本件事業若しくは承継対象権利義務に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合(次条に定める場合が生じることが確実となった場合を含む。)には、甲及び乙は、協議・合意の上、本吸収分割を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条 (本契約の効力)

本契約は、本効力発生日の前日までに本契約について乙の株主総会の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第 11 条 (管轄)

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙間で協議及び合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各1通を保有する。

2020年2月3日

甲：愛知県豊田市トヨタ町1番地

トヨタ自動車株式会社

代表取締役 豊田 章男



乙：大阪府門真市大字門真1006番地

プライムプラネットエネルギー&ソリューションズ株式会社

代表取締役 木谷 千秋





## 承継権利義務明細表

本吸収分割により乙が甲から承継する資産、契約その他の権利義務は、本効力発生日において甲が本件事業に関して有する以下に記載する資産、契約その他の権利義務とする。但し、法令による関係官庁(日本以外の国、地域を含む。)の免許、許可、認可、承認、登録、届出等(以下「許認可等」という。)、契約による第三者の同意又は承認等が必要な場合であって、許認可等、同意又は承認が得られない場合には承継対象から除外するものとし、この場合の対応については甲及び乙において別途決定する。なお、承継される資産の金額については、2019年9月30日を基準日とする貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

## 1. 資産

本件事業に関する資産のうち以下に掲げるもの(これらの資産に関する書類、記録及び情報を含む。但し、法令等により乙に対して開示若しくは移転することが禁止されているもの又は甲が保持することが義務づけられているものは除く。)

- (1). 現金預金
- (2). 仕掛品
- (3). 原材料
- (4). 貯蔵品
- (5). その他流動資産
- (6). 有形固定資産
- (7). 減価償却累計額
- (8). 無形固定資産(但し、甲が単独又は第三者と共同で保有する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を除く。)
- (9). その他固定資産
- (10). 建設仮勘定

## 2. 契約(雇用契約を除く。)

本件事業に関する売買契約、業務委託契約、リース契約、共同開発契約、ライセンス契約その他本件事業のみに属する一切の契約(但し、雇用契約、本別紙第1項により吸収分割承継会社に承継されない資産に係る契約並びに甲及び乙が書面により吸収分割承継会社に承継しないことに合意した契約を除く。)に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。

3. 雇用契約

雇用契約は承継しない。

4. 許認可等

本件事業に関する免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以上



# 別紙 2

## 貸借対照表

令和1年12月20日時点

(金額単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	100,000	流動負債	-
現預金	100,000	固定負債	-
		<b>負債合計</b>	<b>-</b>
固定資産	-	(純資産の部)	
		株主資本	100,000
		資本金	50,000
		資本準備金	50,000
		<b>純資産合計</b>	<b>100,000</b>
<b>資産合計</b>	<b>100,000</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>100,000</b>

以上は、原本の内容に相違ございません。

大阪府門真市大字門真1006番地

プライムプラネットエナジー&ソリューションズ株式会社

代表取締役 木谷 千秋

